

# 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：香川県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

かがわ医療福祉総合特区

## 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 総合特区の目指す目標

- 過疎化が進む島しょ部・へき地の住民や高齢者等を含む全ての県民が、平常時・災害時にかかわらず、一定水準の医療や福祉が受けられ、安心して生活できる魅力ある医療と福祉の実現により、全国的な課題である人口減少と少子高齢化を克服するモデルとなる環境を構築する。
- 遠隔医療システムの積極的な導入や、看護師や薬剤師、救急救命士のスキルを活用するシステムを整備することで、恒常的に長時間労働を余儀なくされているへき地等の医師の負担を軽減すると同時に、人員不足が深刻化している看護師等にとって魅力ある職場環境を作り、意欲ある人材の育成と医療従事者の県内定着を図る。

**解説：**香川県は、三方を瀬戸内海に囲まれ、24の有人離島を有するほか、県内各地にへき地が点在している。

島しょ部・へき地においては、少子高齢化が加速度的に進み、独居老人や高齢者のみの世帯が増加している。こうした地域では、医療や福祉を提供する施設が少ない上に、公共交通機関の整備も十分でないことから、外出する機会が少なく家に引きこもることが多くなっているばかりか、医療機関や介護事業所への通院・通所さえ困難になっており、特に要介護者や高齢者等が生まれ育った地域で暮らし続けることが厳しい状況になっている。

こうした地域の高齢者など交通弱者といわれる住民への適切な医療・福祉の提供は、香川県における長年にわたる大きな課題の一つとなっている。

香川県全体の医師数(人口10万人当たり、平成20年末)は246.3人で、全国平均212.9人を約16ポイント上回る水準であり、また、看護師についても、香川県全体の看護師数(人口10万人当たり、平成20年末)は872人であり、全国平均の687人と比べて約27ポイント上回る水準であるが、医師・看護師ともに都市部を含む高松に集中している。

中でも、小豆医療圏では、医師・看護師不足が顕著であり、医師数の減少により、高度医療に必要な人材の確保が困難になっている。このため、救急患者を島内の医療機関では対応しきれずに、防災ヘリやフェリーなどを使って、高松など周辺の病院へ搬送する件数が増えていることから、医療体制の立て直しが大きな課題となっている。

また、看護師については、高齢化が顕著であり、若年層の看護師にとって魅力ある職場環境の整備や、看護職そのものに対する魅力を高める方策などが必要とされている。

小豆医療圏だけでなく、島しょ部やへき地では、医師不足や患者の高齢化・慢性化が顕著で

あり、在宅医療・訪問看護を担う看護師の役割が増しているが、遠隔医療の実施にあたっては規制があり、また訪問先では院内と違って、看護師に認められている行為も限定的である。

薬の処方についても、へき地診療所では、近隣に薬局がなく、診療所での院内処方で対応しているため、在庫薬が限定され、患者の症状に応じた最適な薬を処方できない事例も見られる。

さらに、薬局では、薬剤師が患者情報が乏しいまま処方せんの記載内容をたよりに服薬指導を行っており、より充実した服薬指導や副作用情報の集約等を行うためには、医薬連携を推進する環境整備が必要である。

また、救急医療においては、救急患者の転院搬送時には医師の同乗が必要だが、医師数の減少が続き、島外の医療機関への患者搬送が増加している小豆島においては、医療スタッフが最小限で体制を整えている夜間や休日などは、転院搬送によっていったん、医師が島外に出ると、少なくとも3時間程度は帰院することができないため、その間の救急対応に支障が生じているなどの問題があり、医師の転院搬送における負担軽減の検討も必要である。

福祉サービスについても同様の傾向にあり、小豆圏域においては、平成22年の老年人口千人当たりの介護サービス事業者数が4.76と、県平均の5.44と比較して少なく、特に小豆島の周辺部にはサービスが行き届いていない上に、公共交通機関の整備が進んでいないことから、地域福祉サービスの充実が求められている。

このような諸課題に対し、かがわ医療福祉総合特区では、平成23年度から平成28年度までの取組の中で、電子カルテ機能統合型テレビ会議システム「ドクターコム」の構築及び活用による遠隔医療の推進、医療ライブラリの構築によるへき地離島の医師等の負担軽減、へき地薬局の開設支援を通じたへき地における医薬が連携した適切な服薬指導の提供、小豆医療圏内における公共交通機関の再編を通じた地域住民の移動手段の確保、病院施設を一部転用した福祉施設の設置、町独自の介護報酬加算により実現した複合型サービス施設の普及による福祉サービスの拡充等に取り組んできた。

今後は、これまでに整備してきたシステムや資源の定着と発展に取り組むべく、従来からの事業を重点的に継続していく一方、新たな施策も加え、島しょ部やへき地の限られた医療資源を有効活用する施策を展開し、地域における持続可能な医療と福祉のより一層の充実に取り組んでいく。

## ② 評価指標及び数値目標

**評価指標(1)：**電子カルテ機能統合型テレビ会議システム「ドクターコム」等による遠隔医療の推進

**数値目標(1)－①：**「ドクターコム」等で診療する在宅患者数（実人数）

101人（平成27年度末時点）→108人（平成30年度末）

**数値目標(1)－②：**「ドクターコム」等利用時間 475分（平成27年度末時点）→540分（平成30年度末）

**評価指標(2)：**へき地薬局研修参加者数

**数値目標(2)：**へき地薬局研修の参加者数（延べ人数）0人（平成27年度末時点）→25人（平成33年度末）

**評価指標(3)：**複合型サービス施設

**数値目標(3)：**3箇所（平成27年度末時点）→6箇所（平成33年度末）

**評価指標(4)：**島しょ部における地域包括ケア病床の確保

**数値目標(4)：**小豆島中央病院における地域包括ケア病床数 0床（平成27年度末時点）  
→20床（平成33年度末）

### 3 特定地域活性化事業の名称

過疎化が進む島しょ部・へき地の住民や高齢者等を含む全ての県民が、一定水準の医療や福祉が受けられ、全国的な課題である人口減少と少子高齢化を克服するモデルとなる環境を構築するため、金融上の支援措置等を活用しながら、医療と協同する福祉サービスの充実に係る取組を行っていく。

①複合型福祉サービス充実事業（介護・健康相談事業を実施する小規模多機能型居宅介護事業所開設事業）

（地域活性化総合特区支援利子補給金：別紙2－4）

### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2－8）

## 別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 1】

### 1 特定地域活性化事業の名称

複合型福祉サービス充実事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社香川銀行

株式会社百十四銀行

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、近隣に医療機関がない地域の要介護者・高齢者への支援の充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所を開設し利用者や地域住民を対象として医師等による介護・健康相談を実施する取組、又は、複合型事業所を開設し小規模多機能型居宅介護のサービスに加え必要に応じて訪問看護を提供する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

この取組については、当該総合特区の政策課題である「島しょ部・へき地の要介護者・高齢者への支援の充実」及びその解決策である「医療と協同する福祉サービスの充実」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第11号 地域における子育て支援及び高齢者、障害者等に対する生活支援に関する事業

## **別紙 2-8 <地域において講ずる措置>**

### **1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置**

#### **◆在宅療養並びに訪問看護広報活動事業**

(香川県 平成 26 年より措置/平成 28 年度予算額 : 0.9 百万円)

→ 訪問看護の質の向上を図るため、医療機関や訪問看護事業所等の看護師等に対する研修や、訪問看護の理解を深めるため、在宅医療普及啓発等を実施

#### **◆多機能型福祉施設整備事業補助金**

(小豆島町 平成 24 年より措置/平成 27 年度予算額 : 35.5 百万円)

→ 介護施設等の施設整備、備品等にかかる費用を補助

#### **◆福祉のまちづくり支援事業補助金**

(小豆島町 平成 23 年より措置/平成 28 年度予算額 : 3.7 百万円)

→ 高齢者福祉や子育て支援、障害者支援に活かすことを目的に、組織化や新たな取組を始める団体に対し、年額 50 万円を上限に最長 3 年間補助

#### **◆保健医療福祉関係職修学資金貸付金**

(小豆島町 平成 23 年より拡充/平成 28 年度予算額 : 22.8 百万円)

→ 保健師、助産師、看護師、理学療法士等を養成する学校等に在籍する者に月 5 万円を貸付け、町内の医療・福祉施設で 5 年間従事した場合に返還を免除

### **2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定**

#### **◆小規模多機能型居宅介護に係る町独自の介護報酬の設定**

(小豆島町 平成 24 年より措置)

→ 小規模多機能型居宅介護事業所が、地域住民が気軽に立ち寄ることができる仕組を設け、医師等による介護・健康相談を実施する場合に、国が定めた所定の介護報酬に町独自の介護報酬を加算する。

### **3. 地方公共団体等における体制の強化**

#### **◆総合調整を行う香川県政策部内に特区担当次長を配置 (平成 22 年 9 月)**

#### **◆小豆島町において医療と福祉が充実、連携し、地域住民が安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて「小豆島町の福祉と医療の推進会議」を設置し、小豆島町の様々な取組について協議**

検討している（平成 23 年 9 月設置、委員 26 名）。

- ◆小豆島中央病院を核に、島民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、小豆郡内の行政、医療、福祉などの関係機関が連携し、高齢化が進展する小豆医療圏の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、企業団、小豆 2 町及び両町議会、医師会、各種団体等で構成する「小豆医療圏地域包括ケア連絡会」が発足し、介護や健康づくり等、5 項目の専門部会を設けて各種施策を検討している（平成 28 年 7 月設置、委員 33 名）。

#### 4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

総合特区の目指す目標を達成するため、次の取組を通じ、島しょ部やへき地の限られた医療資源の有効活用を図っていく。

##### ◎医療従事者の確保及び薬学生等の県内定着

###### a. へき地薬局活用事業

###### ① 事業概要

薬剤師の人材育成及び県内定着並びにへき地医療の安定的な確保を図るため、へき地薬局を活用して、地元大学や県内出身の薬学生等に対し、へき地医療の研修機会を提供する。

###### ② 支援措置の内容

地元大学や県内出身の薬学生等を対象にした研修の実施を、へき地薬局に委託する。

###### ③ 事業実施主体

香川県

###### ④ 事業が行われる区域

へき地薬局を開設している地域

###### ⑤ 事業の実施期間

平成 29 年度～

##### ◎医療人材や遠隔医療システムなどの医療資源の有効活用

###### b. ドクターコム利活用促進事業

###### ① 事業概要

これまでの総合特区の取組により整備した、島しょ部やへき地で活用する遠隔医療システム（ドクターコム）等を活用し、遠隔医療下で診療の補助が行えるよう研修を積んだ看護師（オリーブナース）による在宅患者の診療補助を実施する。

###### ② 支援措置の内容

これまでの総合特区の取組により育成したオリーブナースに対し、訪問看護の質の向上や技能維持を図るための研修を実施する。

###### ③ 事業実施主体

香川県、香川県医師会、香川県看護協会

- ④ 事業が行われる区域  
島しょ部及び香川県が行うへき地医療対策の対象となる地域
- ⑤ 事業の実施期間  
平成 24 年度～

## ◎二次医療の地域完結と地域における医療と福祉の連携

### c. 島しょ部における地域医療安定化事業

#### ① 事業概要

小豆医療圏の二次医療完結の拠点となる小豆島中央病院において、急性期から慢性期、回復期に至るまで一定規模の総合的な医療を確保しつつ、新たに設置が望まれている地域包括ケア病床について地域の実需要に応じた柔軟な病床運用、離島における医療従事者の確保及び効率的な配置を進めていくことで、地域医療の安定化を図り、同病院を核とする医療、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て等を総合的に包含した小豆島における地域包括ケアシステム【小豆島モデル】の構築を目指すものである。

#### ② 支援措置の内容

小豆島中央病院企業団及び小豆 2 町が中心となり、地域包括ケアシステムの構築を目指す「小豆医療圏地域包括ケア連絡会」を発足し、島民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、介護や健康づくり等、5 項目の専門部会を設けて各種取組を行う。

#### ③ 事業実施主体

小豆島町、土庄町、小豆島中央病院企業団

#### ④ 事業が行われる区域

小豆医療圏全域

#### ⑤ 事業の実施期間

平成 29 年度～

## 別添 4 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	香川県丸亀市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本市は協議会に入っていない自治体であるが、島嶼部を有しており、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 10 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県善通寺市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本市は協議会に入っていない自治体であるが、県全域で行う事業による計画の影響があると考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 10 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県観音寺市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本市は協議会に入っていない自治体であるが、へき地地域を有しており、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 10 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県東かがわ市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本市は協議会に入っていない自治体であるが、へき地地域を有しており、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県三豊市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本市は協議会に入っていない自治体であるが、島嶼部及びへき地を有しており、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県三木町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、県全域で行う事業による計画の影響があると考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 11 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県直島町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、町自体が島嶼部に該当し、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 11 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県綾川町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、町自体がへき地に該当し、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県宇多津町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、県全域で行う事業による計画の影響があると考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県琴平町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、県全域で行う事業による計画の影響があると考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県多度津町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、島嶼部を有しており、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

関係地方公共団体名	香川県まんのう町
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	本町は協議会に入っていない自治体であるが、へき地地域を有しており、計画の影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成 29 年 1 月 5 日送付、平成 29 年 1 月 12 日回答
意見聴取の方法	電子メールによる照会、回答
意見の概要	特に意見はなし

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	かがわ医療福祉総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年6月1日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成23年7月8日 協議会を開催</li> <li>2. 平成23年9月15日 協議会を開催</li> <li>3. 平成24年2月10日 協議会を開催</li> <li>4. 平成24年6月15日 協議会を開催（ICT）</li> <li>5. 平成25年6月10日 協議会を開催</li> <li>6. 平成25年9月27日 協議会を開催（ICT）</li> <li>7. 平成26年6月10日 協議会を開催（ICT）</li> <li>8. 平成27年6月4日 協議会を開催（ICT）</li> <li>9. 平成28年6月2日 協議会を開催（ICT）</li> <li>10. 平成28年9月20日 協議会を開催（ICT）</li> <li>11. 平成29年1月5日 協議会を開催（ICT）</li> </ol>
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の概要については、基本的に了承した。</li> <li>2. 地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）については、基本的に了承した。</li> <li>3. 地域活性化総合特区の計画認定申請書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>4. 地域活性化総合特区の計画変更認定申請書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>5. 平成24年度評価書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>6. 地域活性化総合特区の計画変更認定申請書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>7. 平成25年度評価書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>8. 平成26年度評価書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>9. 平成27年度評価書（案）については、基本的に了承した。</li> <li>10. 新計画の概要版（案）については、基本的に了承した。</li> <li>11. 地域活性化総合特区の計画変更認定申請書（案）については、基本的に了承した。</li> </ol>
意見に対する対応	特になし

## かがわ医療福祉総合特別区域協議会委員名簿

平成 28 年 6 月 24 日現在

(株)百十四銀行 常務執行役員	伊 丹 修
(株)ミトラ 代表取締役	藤 井 篤 人
高松琴平電気鉄道(株) 執行役員 管理統括部長	石 川 雅 章
香川県へき地医療支援センター 部長	川 田 洋 一
(株)日本政策投資銀行四国支店 支店長	原 幸 宏
徳島文理大学 学長	桐 野 豊
(一社)香川県医師会 常任理事	若 林 久 男
(一社)香川県薬剤師会 会長	安 西 英 明
(株)香川銀行営業店統括部副長	富 野 英 和
香川大学瀬戸内圏研究センター 特任教授	原 量 宏
特定非営利活動法人e-Health Care Innovation In Kagawa 代表	同 上
香川大学医学部附属病院医療情報部 教授	横 井 英 人
(株)STNet ヘルスケアIT推進部長	横 田 貴 文
(公社)香川県看護協会 会長	中 村 明 美
高松市消防局 消防防災課 課長補佐	濱 崎 典 彦
坂出市 消防本部 消防署 副主幹兼救急係長	吉 川 和 良
さぬき市 国保健康課 課長	増 田 尚 吾
小豆島中央病院企業団 院長代行	山 口 真 弘
小豆地区消防署長	須佐美 高 広
香川県 健康福祉部長	高 木 康 博

(計 20 団体 19 名)